

○消防法施行令第36条第2項第2号の規定 による対象物の指定について

〔昭和61年10月1日
消防本部告示第2号〕

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第36条第2項第2号の規定により火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項および(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもののうち、令第36条の2第1項第1号から第9号までに定める設備の一を有するものとする。

